障がい福祉だより

Vol.6

佐世保市の障がい福祉のとりくみについてご紹介します。

生きづらさを感じていませんか？

近年自殺者数は減少傾向にありましたが、令和2年度以降、自殺者数は前年度比で増加傾向にあります。自殺は、複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに起きるとされています。もし、生きづらさを感じる、気持ちが沈むなどの様々なこころの悩みを抱えていたら、その悩みを相談してみませんか。電話相談だけでなく、LINE、オンラインチャットなどでの相談窓口もあります。下記サイトをぜひご覧ください。



「まもろうよ こころ」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

「みんなの情報交差点カチッ！」（長崎県）
https://www.joho-kachi.jp/

また、障がい福祉課では地域のグループや企業、学校など様々な団体にゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと）養成講座を実施しています。講座を希望される方は、社会教育課または障がい福祉課へお問い合わせください。

障がい者関係団体を紹介します



佐世保市視覚障害者協会

佐世保市視覚障害者協会は、栄町の福祉活動プラザの一角に事務所を構え、教養の向上とより良い福祉を求めて活動しています。

また、自分たちだけではなく、今後目が見えない・見えにくくなった人が安心して生活ができるような制度作りにも努めています。

一般の方を対象とした点字教室や、見えない・見えにくくなってもパソコンやケータイが使えるような教室があったり、料理や手芸など楽しい行事も盛り沢山です。

学校や地域などからの依頼を受け、講師を派遣しての講話活動なども行っています。

目のことでお困りのことがありましたら、どうぞ佐世保市視覚障害者協会までお気軽にお問い合わせください。

佐世保市視覚障害者協会
TEL：0956-24-9407　ホームページアドレス：https://sasebo-shisyoukyou.jimdofree.com/

手話で話そう

観光名所を
たずねる手話です。
手話では、このように表現しますが
身振りや指差しで工夫しても
大丈夫です。





障がい者福祉に関する相談



佐世保市委託相談支援事業所

障がいのある方や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供・助言、障がい福祉サービスの利用に関する相談を、障がい福祉課の他に市内の相談支援事業所に委託して行っています。

相談支援事業所にご相談される場合は、直接下記事業所の連絡先へお問い合わせください。
相談に要する費用は無料です。

法人名・事業所名	住　所	連　絡　先
社会福祉法人宮共生会「のぞみ」	佐世保市権常寺町1108-6	0956-76-8380
社会福祉法人佐世保市手をつなぐ育成会「えくぼ」	佐世保市八幡町3-2	0956-22-0488
社会福祉法人蓮華園「野の花」	佐世保市柚木町1279-1	0956-46-0123
NPO法人チーム・フォー・バイ・フォー「ふれんず」	佐世保市常盤町8-8富士ビル4階	0956-23-5389

障がい福祉だより
Vol.6　2021年4月特集号

〒857-0042　佐世保市高砂町5-1
佐世保市保健福祉部障がい福祉課
TEL 0956-24-1111（代表）　FAX 0956-25-2281
ホームページ：http://www.city.sasebo.lg.jp
メール：syogai@city.sasebo.lg.jp

各種相談

身体障がい・知的障がいの相談



市長からの委嘱を受けた、地域からの社会的信望や人格、識見、障がい者の福祉の推進に熱意がある当事者（相談員）が、障がいに関する相談などに応じています。

相談員への相談を希望される場合は、お気軽にご連絡ください。

相談員の名簿は、佐世保市ホームページ内（「障がい者相談員」で検索）での確認、または障がい福祉課へお問い合わせください。

精神保健全般に関する相談



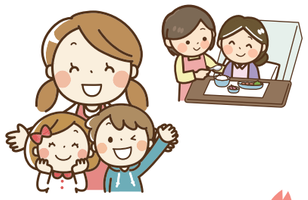
精神科医師が、精神保健に関する相談に電話で応じます。
事前予約制です。相談日時をご確認の上、ご希望の方は障がい福祉課までお申し込みください。なお、すでに精神科に通院されている方はご利用できませんので、かかりつけ医へご相談ください。お申込みの際、すでに予約が埋まっている場合はお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。

難病医療に関する相談

専門医、リハビリスタッフ、保健師等が、難病患者の方に対し療養生活について相談に応じます。
※日時は、障がい福祉課にお問い合わせください。

障がい福祉サービス利用に関する相談

居宅におけるサービス（ヘルパーによる身体介護や家事援助）や通所におけるサービス（就労訓練や児童の療育サービスなど）などの障がい福祉サービスを利用する時には、適切なサービス利用となるように「サービス等利用計画」が必要となります。



サービス等利用計画は、「指定特定相談支援事業者」及び「指定障害児相談支援事業者」の相談支援専門員が作成します。事業所一覧は、佐世保市ホームページ内（「相談支援事業者」で検索）での確認、または障がい福祉課へお問い合わせください。

＜申請からサービス利用までの流れ＞

1. 相談支援事業者の相談支援専門員に相談・申請
2. 相談支援事業者の相談支援専門員から市へ申請書・計画案を提出
3. 市で支給決定・受給者証の送付
4. サービスの利用開始
5. 相談支援事業者の相談支援専門員が、一定の期間ごとに利用者の状況を確認（モニタリング）

知っておきたい発達障がい



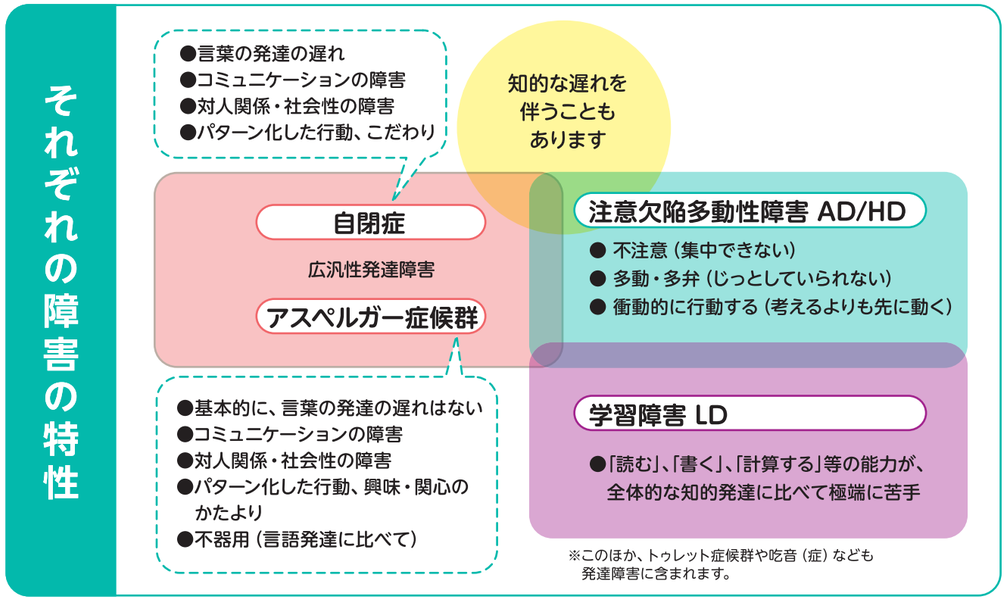
発達障がいは脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいです。発達障害者支援法にて「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってこの症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

これらのタイプのうちどれにあたるのか、障がいの種類を明確に分けて診断することは難しいとされています。それぞれの特徴が少しずつ重なりあっている場合も多く、年齢や環境によって目立つ症状が違ってくるためです。

大事なこと



その人がどんなことができて、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといったその人に目を向けて、その人に合った支援を行うということです。発達障がいは発達の仕方に生まれつき凸凹がある障がいです。年齢とともに成長していく部分もあり、周囲が凸凹のある発達の仕方を理解し、サポートすることによって「障がいをもちつつ適応していく」という視点をもつことは重要です。



（引用：厚労省 発達障害情報・支援センター ホームページ）

相談先

○佐世保市障がい福祉課
○長崎県発達障害者支援センター しおさい （諫早市） TEL 0957−22−1802